

参考

〇〇〇自治会規約

(名称)

第1条 この会は、〇〇〇自治会と称する(以下「会」という)。

(会員)

第2条 会は、〇〇地域の居住者世帯および事業所をもって構成する。

(事務所)

第3条 会の事務所は、〇〇に置く。

(目的)

第4条 この会は、会員相互および会内外の諸団体との協力・調和のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災防犯などに努め、または行政との協議・協力をすすめつつ住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 会員相互の親睦に関する事。

(2) 専門部活動に関する事。

(3) 会内外の各種団体との連絡調整に関する事。

(4) 行政情報の活用および行政との連絡協議に関する事。

(5) 所有する資産または受託した施設の管理および運営に関する事。

(6) 地域の将来計画の作成に関する事。

(7) その他会の目的達成に必要な事業。

(役員の種類)

第6条 会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 〇名

- (3) 書 記 ○ 名
- (4) 会 計 ○ 名
- (5) 会 計 監 査 ○ 名
- (6) 班 長 ○ 名
- (7) 専 門 部 長 ○ 名

(役 員 の 選 出)

- 第 7 条 会 長、副 会 長、書 記、会 計、会 計 監 査、専 門 部 長 は 総 会 に お い て、出 席 者 の 投 票 に よ り、会 員 の 中 か ら (当 該 年 度 の 班 長 の 中 か ら) 選 出 す る。選 挙 の 方 法 は 別 に 定 め る。
- 2 班 長 は 各 単 位 会 員 の 中 か ら 選 出 す る。

(任 務 分 掌)

第 8 条

- (1) 会 長 は 会 を 代 表 し、会 務 を 統 括 す る。
- (2) 副 会 長 は 会 長 を 補 佐 し、会 長 に 事 故 あ る と き は そ の 職 務 を 代 行 す る。
- (3) 書 記 は 会 務 を 記 録 し、会 の 内 外 へ 連 絡、広 報 な ど を 行 う。
- (4) 会 計 は 会 の 出 納 事 務 を 処 理 し、会 計 に 必 要 な 書 類 を 管 理 す る。
- (5) 会 計 監 査 は 会 の 会 計 監 査 を 行 う。
- (6) 班 長 は 班 を ま と め、代 表 し て 会 務 に 協 力 す る。
- (7) 専 門 部 長 は 各 専 門 部 を 代 表 し 専 門 の 業 務 を 行 う。

(任 期)

- 第 9 条 役 員 の 任 期 は 1 年 と し、再 任 を 妨 げ な い。

(会 議 の 種 類)

- 第 10 条 会 の 会 議 は、総 会、役 員 会 お よ び 専 門 部 会 と す る。
- (1) 総 会 総 会 は、会 の 最 高 議 決 機 関 で あ り、定 時 総 会 お よ び 臨 時 総 会 と し、1 世 帯 1 名 ま た は 1 事 業 所 1 名 の 会 員 を も っ て 構 成 す る。
 - (2) 役 員 会 役 員 会 は、会 計 監 査 を 除 く 第 6 条 の 役 員 を も っ て 構 成 す る。
 - (3) 専 門 部 会 専 門 部 会 は、各 専 門 部 員 を も っ て 構 成 す る。

(招 集)

- 第 1 1 条 定期総会は、年 1 回開催する。臨時総会は、
会員の 3 分の 1 以上の請求があったとき、または役員
会において総会開催の議決があったときに、会長
が招集する。
- 2 役員会は、必要に応じ、会長が招集する。
- 3 専門部会は、原則として月 1 回開催し、各専門部長
が招集する。

(議 決 事 項)

- 第 1 2 条 総会は、次の事項を議決する。
- (1) 事業報告の承認
(2) 会計決算の承認
(3) 資産管理報告の承認
(4) 事業計画の承認
(5) 会費の改定の承認
(6) 予算の承認
(7) 規約の改正
(8) 役員を選出
(9) その他会の重要事項に関すること。
- 2 重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執
行し、次の総会で承認を受ける。

(会 議 成 立 要 件 等)

- 第 1 3 条 会議は、構成員の 2 分の 1 の出席をもって
成立する。ただし、やむをえない事情で出席できな
い者は、委任状の提出により出席者の数に加えられ
る。
- 2 総会の議長は、会員の中から選出し、役員会および
専門部会は、それぞれ会長および専門部長が議長と
なる。
- 3 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。
賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(専 門 部)

- 第 1 4 条 会に、次の専門部を置く。役員会は、必要
と認めたととき、臨時の専部を設けることができる。
- (1) 総務企画部
(2) 防災防犯部
(3) 環境衛生部

- (4) 交通安全部
- (5) 文化部
- (6) 体育部
- (7) 福祉部
- (8) 調整部
- (9) 施設管理部

(班 組 織)

- 第 1 5 条 会の運営を円滑に行うために、班を置く。
- 2 班の編成は、当該住民の協議を経て、役員会の決議および総会の承認を受ける。
- 3 班は、会員の中から班長を選出する。班長は、原則として輪番制をとる。ただし、高齢者および心身障害者等で、業務の遂行が困難であると認められた場合は本人の申し出により免除する。

(会 計 年 度)

- 第 1 6 条 会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(収 入)

- 第 1 7 条 会の収入は、次の収入により運営する。
- (1) 会費
 - (2) 寄付金
 - (3) 補助金 (助成金)
 - (4) その他

(会 費)

- 第 1 8 条 会の会費は、1 世帯月額 〇〇〇 円とする。
- 2 会費は、各班において徴収し、班長がまとめて毎月 〇〇 日までに会計に納入するものとする。なお、会費の納入は、〇ヶ月分をまとめて前納することができる。
- 3 会員に特別の事情がある場合は、会費を免除することができる。

(支 出)

- 第 1 9 条 支出は、総会で決議された予算にもとづき会の目的にそって行う。
- 2 会員には、細則で定める額の弔慰金を支払うことが

できる。

- 3 納入された会費は、理由のいかんにかかわらず払い戻さない。

(会計および資産帳簿の整備)

- 第 20 条 会の収入、支出および資産を明らかにするために、会計および資産に関する帳簿を整備する。なお、会員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

(監査と報告)

- 第 21 条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会に報告する。

(加入)

- 第 22 条 会に加入しようとするものは、班長または会長に届け出るものとする。なお、自治会の区域内に入居した世帯または開業した事業所があったときは、会は、その世帯または事業所にこの会の主旨を説明し、加入の案内をするものとする。
 - 2 会は、地域に居住する世帯または事業所が加入しようとするものを、正当な理由がない限り会の加入を拒んではならない。

(脱退)

- 第 23 条 会員の脱退は次の場合とする。
 - (1) 会の区域内に居住しなくなったとき。
 - (2) 本人の申し出があったとき。

附 則

- 1 規約の改廃

会の規約の改廃は、総会の議決を経なければならない。

- 2 細則の制定

役員会は、この規約を実施するに当たって必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

- 3 施行日

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

参考

平成〇〇年度事業計画

自治会名 〇〇〇自治会

	実施予定事業の内容
4月	自治会総会 各専門部の活動詳細の策定作業
5月	自治会誌の発行 自治会班長会議 自治会全員参加による一斉清掃
6月	環境パトロール 街路灯の調査
7月	自治会親睦会「〇〇会」
8月	夏期防犯パトロール 自治会誌の発行 自治会班長会議
9月	自治会全員参加による一斉清掃 自治会総合防災訓練 自治会中間監査
10月	自治会班長会議
11月	自治会親睦会「〇〇会」 自治会誌の発行 自治会全員参加による一斉清掃
12月	環境パトロール 親睦会「〇〇大会」
1月	防犯活動の実施
2月	防犯パトロール 自治会班長会議
3月	環境パトロール 自治会誌の発行 自治会期末監査

参 考

平 成 ○ ○ 年 度 予 算

自 平 成 ○ ○ 年 4 月 1 日
至 平 成 ○ ○ 年 3 月 3 1 日

《 収 入 の 部 》 (単 位 : 円)

項 目		金 額	摘 要
1	前 期 繰 越 金	△ △ , △ △ △	
2	会 費	△ △ △ , △ △ △	○ ○ 世 帯 × ○ ○ ○ 円
3	市 補 助 金	△ △ , △ △ △	自 治 会 活 動 補 助 金 等
4	○ ○ 補 助 金	△ △ , △ △ △	
5	預 金 利 息	△ △	定 期 、 普 通 預 金 利 息
6	雑 収 入	△ , △ △ △	
収 入 合 計		▲ ▲ ▲ , ▲ ▲ ▲	

《 支 出 の 部 》 (単 位 : 円)

項 目		金 額	摘 要
1	事 務 局 活 動 費	△ △ △ , △ △ △	
2	○ ○ ○ 活 動 費	△ △ , △ △ △	
3	○ ○ ○ 活 動 費	△ △ , △ △ △	
4	○ ○ ○ 活 動 費	△ △ , △ △ △	
5	施 設 管 理 費	△ △ △ , △ △ △	
6	団 体 補 助 金	△ , △ △ △	社 会 福 祉 協 議 会 、 子 供 会 等
7	募 金 寄 付 金	△ △ , △ △ △	赤 十 字 、 赤 い 羽 根 等
8	予 備 費	△ , △ △ △	
支 出 合 計		▲ ▲ ▲ , ▲ ▲ ▲	

上 記 の と お り 相 違 あ り ま せ ン 。

平 成 ○ ○ 年 ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ ○ 自 治 会

参考

平成〇〇年度決算報告書

自平成〇〇年 4月 1日
至平成〇〇年 3月 31日

《 収入の部 》 (単位：円)

項目	金額	摘要
1 前期繰越金	△△, △△△	
2 会費	△△△, △△△	〇〇世帯×〇〇〇円
3 市補助金	△△, △△△	自治会活動補助金等
4 〇〇補助金	△△, △△△	
5 預金利息	△△	定期、普通預金利息
6 雑収入	△, △△△	
収入合計	▲▲▲, ▲▲▲	

《 支出の部 》 (単位：円)

項目	金額	摘要
1 事務局活動費	△△△, △△△	
2 〇〇〇活動費	△△, △△△	
3 〇〇〇活動費	△△, △△△	
4 〇〇〇活動費	△△, △△△	
5 施設管理費	△△△, △△△	
6 団体補助金	△, △△△	社会福祉協議会、子供会等
7 募金寄付金	△△, △△△	赤十字、赤い羽根等
8 予備費	△, △△△	
支出合計	▼▼▼, ▼▼▼	

収入済み額 ▲▲▲, ▲▲▲円
 支出済み額 ▼▼▼, ▼▼▼円
 差引 ▼▼、▼▼▼円(翌年へ繰越)

上記のとおり相違ありません。

平成〇〇年 〇月〇〇日

〇 〇 〇 自治会